

第4節 避難設備

第1 避難器具

令第25条並びに規則第26条及び第27条の規定によるほか、次によること。

1 設置個数の減免

令第25条第2項第1号ただし書及び規則第26条の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第26条第5項第1号へに規定する「バルコニーその他これに準ずるもの」とは、バルコニー、開放廊下、庇、床又は構造体の突出部（以下この第1において「バルコニー等」という。）で、次の構造を有しているものとする。

ア バルコニー等のうち、バルコニー又は開放廊下は、耐火構造とし、その周囲に高さが110cm以上の手すり壁、柵又は金網を堅固に固定して設けたものであること。

イ バルコニー等のうち、庇、床又は構造体の突出部は、次によること。

(ア) 傾斜のある場合

- a 避難時の予想される荷重に十分耐えられるものであること。
- b 上面の傾斜（内側に傾斜がある場合を除く。）が10分の1以下であること。
- c 有効幅員は60cm以上であること。
- d 周囲には高さが110cm以上の手すり壁、柵若しくは金網を設けるか又は外壁、柱等に高さが90cm前後の手すり棒を設けられていること。

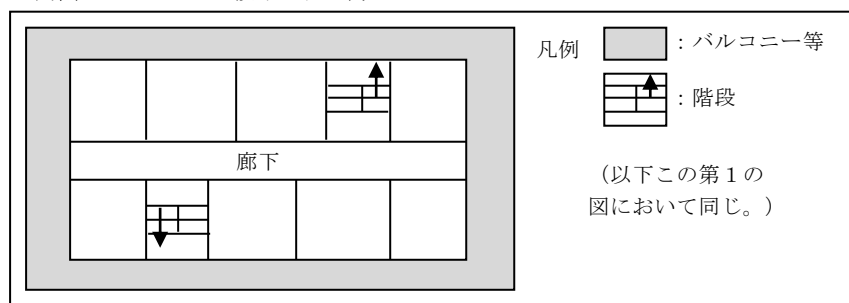
(イ) 傾斜のない場合

前(ア) a によるほか、有効幅員が50cm以上であること。ただし、有効幅員が80cm未満の場合にあつては、前(ア) d の手すり壁、柵、金網又は手すり棒を設けられているものであること。

- (2) 規則第26条第5項第1号へに規定する「避難上有効に設けられている」とは、次の場合とする。この場合において、バルコニー等に隔板が設けられ、又は避難上支障となる物が置かれている場合であっても、当該隔板等を容易に破壊し、又は除去することができる場合は、同様の取扱いができるものとする。

ア 建築物の周囲（内側を含む。）にバルコニー等が設けられている場合

《周囲にバルコニーが設けられた例》

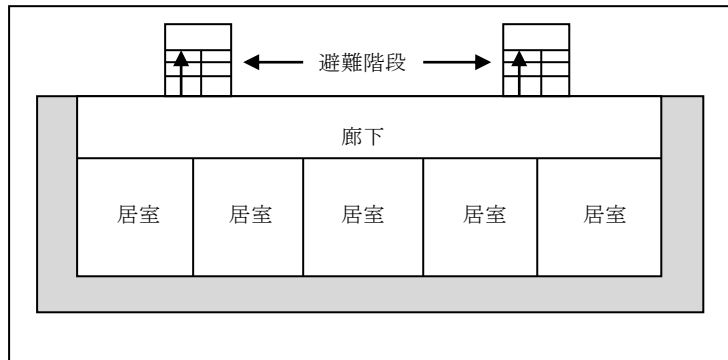


第1-1図

第2章第4節 第1 避難器具

イ 建築物の居室の外気に面する部分及びその他の部分にバルコニー等が設けられ、かつ、当該バルコニー等により建基令第123条に規定する避難階段又は特別避難階段（以下この第1において「避難階段又は特別避難階段」という。）のいずれかの2以上に移行できる場合

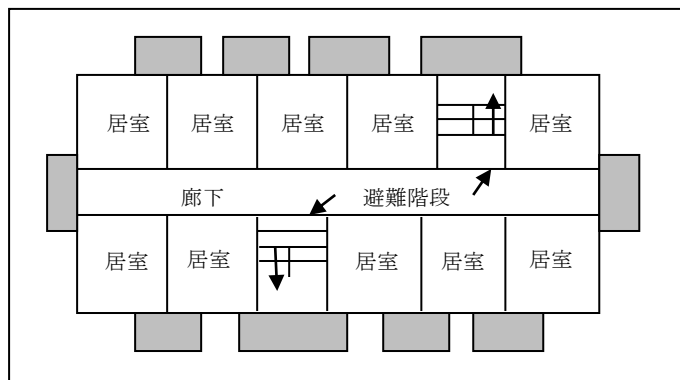
《居室の外気に面する部分等に設けられ、2箇所の避難階段に移行できる例》



第1-2図

ウ 建築物の居室間の隔壁が不燃材料で造られ、当該居室を相互に連絡できるようバルコニー等が設けられており、かつ、当該バルコニー等により避難階段又は特別避難階段のいずれかの2以上に移行できる場合

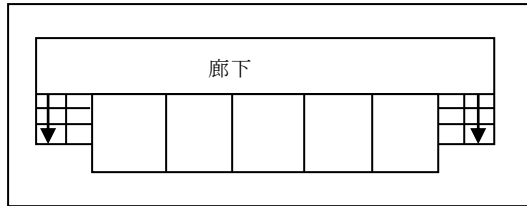
《居室を相互に連絡でき、2箇所の避難階段に移行できる例》



第1-3図

- (3) 規則第26条第5項第1号へに規定する「当該階のあらゆる部分」とは、居室の出入口をいうものとする。
- (4) 規則第26条第5項第1号へに規定する「2以上の異なった経路によりこれらの直通階段のうちの2以上のものに到達しうよう設けられている」とは、次の場合とすること。
- ア 建築物の両側のそれぞれに規則第26条第1項第2号に規定する直通階段（以下この第1において「直通階段」という。）が設けられた場合

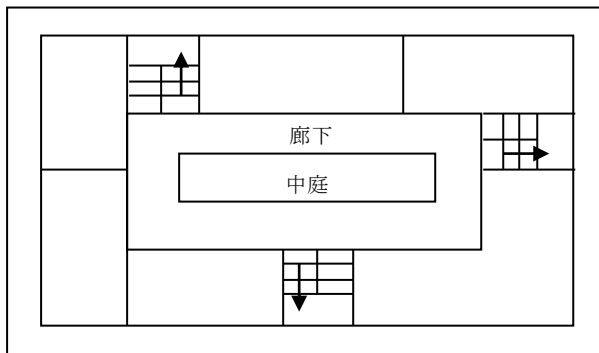
《両側に直通階段が設けられた例》



第1-4図

イ 建築物の周囲（内側を含む。）に廊下が設けられ、いずれの部分で火災が生じても異なる2方向に避難できるための直通階段が設けられた場合

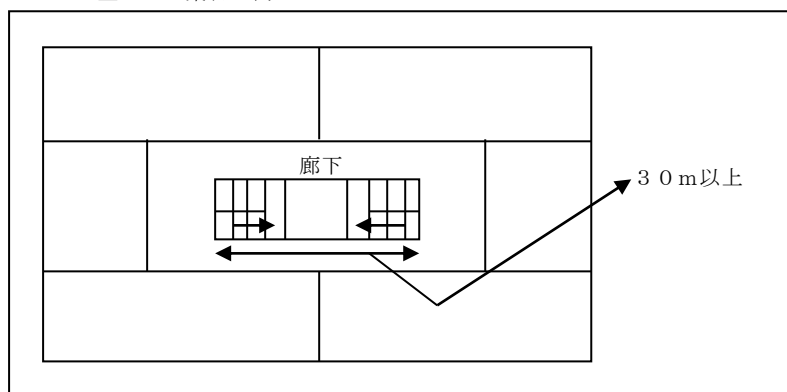
《周囲に廊下が設けられ2方向に避難できる直通階段が設けられた例》



第1-5図

ウ 階段、エレベーター、便所等が建築物の中心部に集中したコア型式の建築物については、いずれの部分で火災が発生しても異なる2方向に避難できるよう、2以上の直通階段が設置され、かつ、これらの階段の間隔が水平距離にして30m以上となるように設けられた場合

《コア型式の建築物の例》



第1-6図

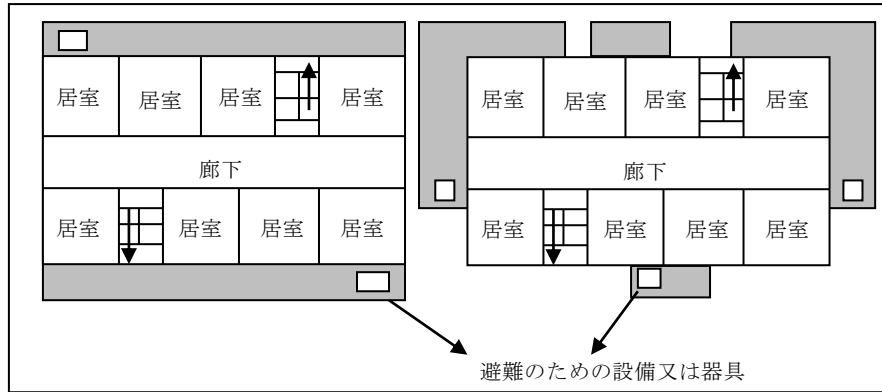
(5) 規則第26条第5項第2号ロに規定する「居室の外気に面する部分にバルコニー等が避難上有効に設けられ」とは、次の場合とする。

ア 前(2)ア及びイに適合する場合

イ 建築物の居室と他の居室とを区画する壁が不燃材料で造られ、隣接の居室とを相互に連絡できるバルコニー等が設けられている場合

第2章第4節 第1 避難器具

《隣接の居室と相互に連絡できるバルコニー等の例》



第1-7図

- (6) 規則第26条第5項第2号ロに規定する「階段その他の避難のための設備若しくは器具が設けられ」とは、次によること。

ア 設備とは、階段、傾斜路等をいう。

イ 器具とは、タラップ、ステップ、はしご、緩降機、救助袋等をいう。この場合において、当該器具の設置及び維持は、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第2号。以下この第1において「告示第2号」という。）第1から第3まで及び第5から第8までの規定並びに2から4までを準用すること。◇

ウ 前(5)のバルコニー等のうち、独立したバルコニー等にあつては、それぞれに避難のための設備又は器具を設けること。

- (7) 規則第26条第5項第2号ロに規定する「他の建築物に通ずる設備若しくは器具」は、次のものとする。

ア 設備については、渡り廊下

イ 器具については、避難橋その他これに類する器具。この場合において、当該器具の設置及び維持は告示第2号（第4及び第7を除く。）の規定及び2から4までを準用すること。◇

- (8) 建基令第121条第1項第3号又は第6号イ括弧書きに規定される避難上有効なバルコニーのうち、建基法第2条第33号に規定する特定行政庁又は建基法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が集中型バルコニーと認めたものは、規則第26条第2項の規定の適用において、建基令第123条の規定に適合する屋外に設ける避難階段（以下この第1において「屋外避難階段」という。）とみなすことができる。◇

- (9) 令第25条第1項第1号から第4号までの規定に基づき、地階部分に避難器具を設けなければならない場合で、次のアからウに適合するものにあつては、当該避難器具を免除することができる。◇

ア 地階部分から、避難階に通ずる2以上の直通階段が設けられていること。

イ 当該直通階段は、建基令第123条に規定する避難階段とすること。

ウ 当該避難階段は、地階の各部分から2方向避難が図られる位置にあること。

2 設置位置等

避難器具の設置位置、構造、取付部、操作面積、降下空間、避難空地等は、規則第27条第1項第2号及び第4号から10号まで並びに告示第2号の規定によるほか、次によること。

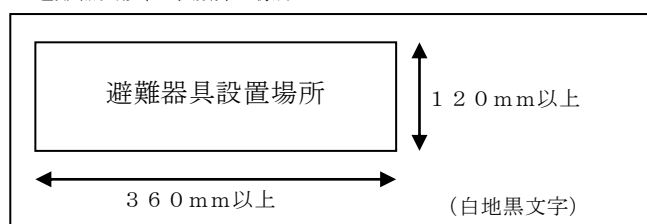
- (1) 降下空間には、外開き窓、回転窓等を開放したときに突出することとなる当該窓、樹木、電柱、電線、建築物のひさし等の障害物がないこと。 ☆
- (2) 降下空間付近に強電系統の架空電線及びネオン管灯（以下この第1において「架空電線等」という。）がある場合は、降下空間と当該架空電線等との間に、1.2 m以上の間隔を保有するように設置すること。ただし、避難器具に近接する架空電線等の部分を絶縁性能のあるもので保護する等安全と認められる場合は、これによらないことができる。 ◇
- (3) 避難空地は有効幅60 cm以上の避難上有効な通路により、道路、公園、広場等に通じていること。 ◇
- (4) 建基令第13条第1号に規定する避難階（以下この第1において「避難階」という。）の避難空地から地盤面までの高さが0.5 mを超える場合は安全に避難できる措置を講じること。 ◇
- (5) 避難空地には、避難器具の降着面であることを示す表示を設けること。ただし、次の場合はこの限りでない。 ◇
 - ア 避難空地が道路上等で表示することができない場合
 - イ 避難空地が常に避難上有効に確保できると認められる場合
- (6) 避難器具は、取付部、避難空地相互の位置において、降下中の安全が確認できるよう設置すること。 ◇
- (7) 避難に際して容易に接近することができ、避難器具の使用に際し、安全な構造と広さを確保すること。 ◇
- (8) 多数の者の目に触れやすく、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離にあり、当該階の各部分から2方向避難が図られること。 ◇

3 標識等

規則第27条第1項第3号、告示第2号第5及び条例等規則別表第1によるほか、次によること。

- (1) 規則第27条第1項第3号イに規定する避難器具設置等場所（以下この第1において「避難器具設置等場所」という。）の出入口には、第1－8図の標識を設けること。 ☆

《避難器具設置等場所の標識》

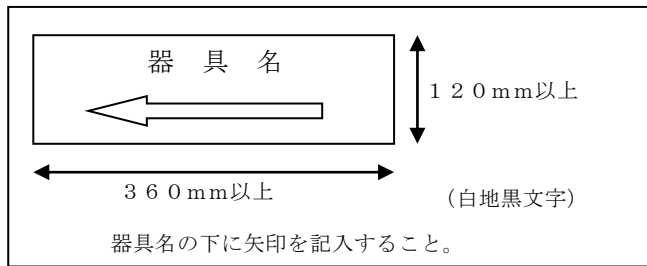


第1－8図

第2章第4節 第1 避難器具

- (2) 告示第2号第5第1号(1)の規定により、避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等に設ける場合は、第1-9図によること。◇

《通路等に設ける標識》



第1-9図

- (3) 規則第27条第1項第3号ハに規定する標識は、第1-10図の案内図によるものとし、設置箇所に応じたものとする。☆

ア 表示名称は、「避難器具設置場所」又は「避難器具設置場所案内図」とすること。

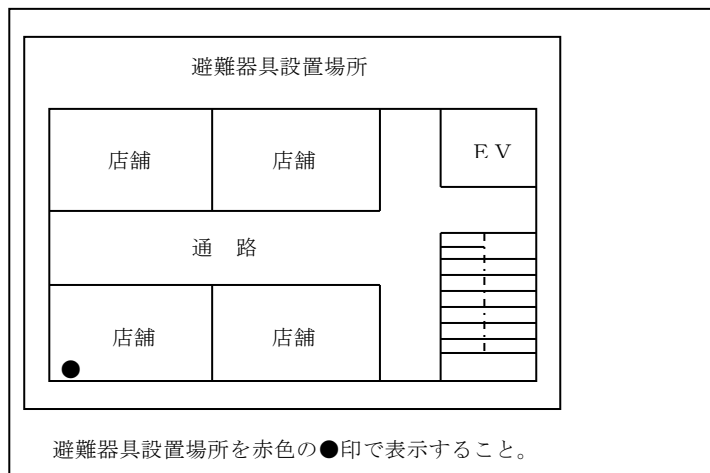
イ 大きさは、標識を設ける階の縮尺100分の1以上又は日本産業規格A4以上とし、かつ、文字の鮮明度を損なわない範囲以上とすること。

ウ 地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とすること。

エ 材質は、長期間劣化しないものとする。

オ 避難器具設置等場所は、赤色の●印等で明示すること。

《エレベーターホール又は階段室の出入口付近に設ける標識》



第1-10図

- (4) 規則第27条第1項第3号ロに規定する避難器具の使用方法を表示する標識は、使用方法が簡単な器具に限り、設置しないことができるものとする。◇
- (5) バルコニーに避難器具を設置し、当該バルコニーに隔板を設ける場合は、当該隔板に、第1-1表の内容を表示すること。◇

第2章第4節 第1 避難器具

第1－1表

《隔板の表示例》

内 容	表 示 例
避難経路である旨	「非常口」 「非常出口」 「この先避難器具あり」 「避難の際は、ここを破って避難ができます。」 「避難の際は、ここを破って隣戸に避難してください。」
隔板の付近に物品を置くことを禁ずる旨	「この付近に物を置かないでください。」 「避難経路につき物品存置厳禁」

備考 文字の大きさは概ね5 c mとすること。

4 設置場所の明るさの確保 ☆

告示第2号第6に規定する「使用方法の確認、避難器具の操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさが確保される場所」には、次のいずれかに該当する場所が含まれるものとする。

- (1) 避難器具の設置場所が屋外（バルコニー、ベランダ、屋上等）で外気の流通が十分確保できる場所。ただし、救助袋（避難器具用ハッチに格納したものを除く。）、緩降機その他使用に際し、組立て、取り付け等操作を要する器具を設けた場所で操作又は使用上照明を必要とする場合は除く。
- (2) 建基令第126条の5の規定に適合する非常用の照明装置が設けられている場所
- (3) 特定防火対象物以外の防火対象物で避難器具の直近に電池式の照明器具（屋外に設ける場合は防湿、防塵のため収納箱等を設けること。）が設けられている場所

5 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

規則第27条第1項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、概ね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等及び地階に設けられたドライエリアをいうものであること。
- (2) 規則第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているもの」とは、常に使用できるよう設置されている避難用タラップ（固定式）、すべり台、すべり棒等のほか、常時、組み立てられた状態で設置された避難器具をいうものであること。
- (3) 規則第27条第1項第1号ハに規定する「一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの」とは、次のものとする。

第2章第4節 第1 避難器具

ア 規則第23条第4項第7号へ括弧書きに規定する特定一階段等防火対象物（以下この基準において「特定一階段等防火対象物」という。）に対応するものとして開発され、一動作で使用できる等の構造（以下この第1において「一動作型」という。）を有する次のものとする。

(ア) 「金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令」（昭和40年自治省令第3号。以下この第1において「省令第3号」という。）第12条の規定に基づき、一動作型として基準の特例を受けた検定品

(イ) 特定一階段用救助袋として認定された認定評価品

(ウ) 一動作型緩降機取付金具として性能評定された評定評価品を使用した緩降機

イ 一動作で容易に架設、組み立てができる避難用タラップ（半固定式）、横さん収納式の固定はしご等

6 ハッチ用つり下げはしご ◇

省令第3号第2条第5号に規定するハッチ用つり下げはしごは、突子が屋外側になるよう設置すること。ただし、降下に支障がある場合にあってはこの限りでない。

7 機器 ☆

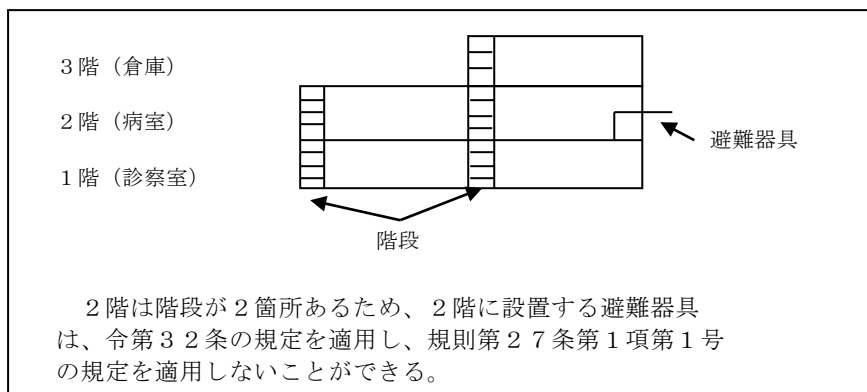
規則第27条第1項第11号に規定する避難器具は、認定評価品とすること。

8 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合は、次によること。

(1) 特定一階段等防火対象物の階のうち、地上に直通する階段が2以上設けられている階については、規則第27条第1項第1号の規定は適用しないことができる。

《地上に直通する階段が2以上設けられている場合》



第1-11図

(2) 特定一階段等防火対象物の令第4条の2の2第2号括弧書きに規定する避難階以外の階のうち、当該階から避難階又は地上に直通する階段（建基令第26条に規定する傾斜路を含む。）が2（当該階段が屋外に設けられ、又は規則第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていない階の部分のすべてが次のいずれかに適合する場合は、当該防火対象物に規則第27条第1項第1号の規定を適用しな

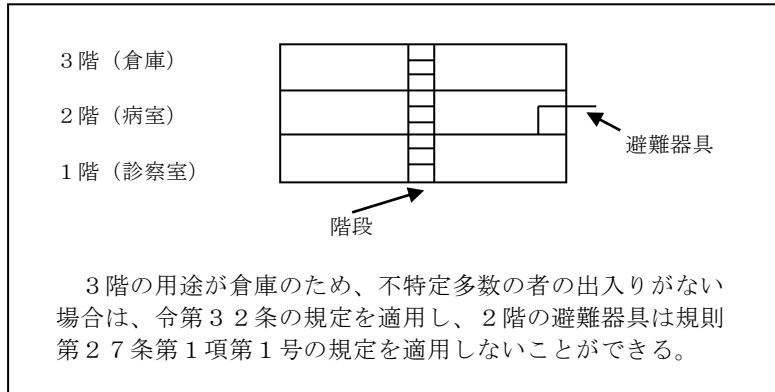
第2章第4節 第1 避難器具

いことができる。

ア 居室以外の部分（機械室、倉庫等）であって、不特定多数の者の出入りがない場合

イ 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舍、下宿、共同住宅以外のものをいう。以下この第1において同じ。）の用途に供される部分であって、第1節第1令別表第一に掲げる防火対象物の取扱い1(5)の規定により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取扱われている場合

《特例を適用できる特定一階段等防火対象物》



第1-12図

(3) 特定一階段等防火対象物又はその部分に前5(3)ア(7)以外の省令第3号第2条第4号に規定するつり下げはしご（以下この第1において「つり下げはしご」という。）を次の要件に適合するよう設置する場合は、規則第27条第1項第1号の規定に適合するものとして取り扱うことができる。

ア つり下げはしごを常時取付部の開口部の直近に設置すること。

イ 避難器具設置場所の出入口からつり下げはしごの格納箱が容易に見通せること。

(4) 特定一階段等防火対象物における避難器具等設置場所がある階のエレベーターホール又は階段室（附室が設けられている場合にあっては、当該附室）の出入口付近から避難器具設置等場所が容易に識別できる場合は、規則第27条第1項第3号ハに規定する標識を設けないことができる。

(5) 令別表第一(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物（以下この第1において「上階部分」という。）の下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物（以下この第1において「下階部分」という。）が存する場合であっても、上階部分と下階部分が令8区画により区画されている場合は、令第25条第1項第1号及び第2号括弧書きの規定を適用しないことができる。

(6) 防火対象物に設けられた渡り廊下が次に該当する場合、当該渡り廊下は、規則第26条第3項各号の規定に適合する渡り廊下とみなし、当該渡り廊下が設けられている階に必要な避難器具の設置個数を減免することができる。

ア 建基法令上渡り廊下で接続される建築物それぞれを別の建築物とみなすことができる

第2章第4節 第1 避難器具

当該渡り廊下

イ 第1節第3 消防用設備等の設置単位の規定に適合する渡り廊下

(7) 最上階以外の階に屋上が設けられている防火対象物で、当該屋上が次のすべての要件に適合する場合は、当該屋上が存する階以上の階に設置する避難器具は当該屋上までのものとすることができる。

ア 屋上から地上まで、屋外避難階段が設けられていること。

イ 屋上には、告示第2号の規定に適合する避難空地を有していること。

ウ 前イの避難空地から屋外避難階段へ至る部分には、告示第2号の規定に適合する避難通路を有していること。

(8) 防火対象物から令別表第一(18)項に掲げるアーケードを経由して避難上支障なく地上へ至ることができる場合は、当該アーケードを避難器具の一部として取り扱うことができる。

(9) 建基法の斜高制限を受け、階段状の建築物が造られた場合、避難設備について、令に基づく避難器具を設置することができない状況にあるとき、他の代替器具等の設置を認める場合は、令第32条の緩和規定を適用することとし、条例等規則第7条に基づく消防用設備等緩和願を提出すること。

(10) アーケードに接する防火対象物の避難器具

アーケード屋根高（1～2階相当）を減じた階とみなし令第32条を適用し、同第25条の基準を適用する。ただし、この場合は、アーケード屋根に消防足場と同等以上の強度を有する避難降下部分を4㎡以上設けること。